

## 関税法基本通達

改正後	改正前
<p>第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>69の2～69の10—1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「知的財産権」 法第69条の2第1項第3号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。）、著作権、著作隣接権又は育成者権（育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ）をいう。</p> <p>(2)～(18) （省略）</p> <p>（輸出差止申立ての取扱い）</p> <p>69の4—1 輸出差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸出差止申立ての手續</p> <p>輸出差止申立てをしようとする権利者には、「輸出（積戻し）差止申立書」(C-5640)（不正競争差止請求権者にあっては、「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5642)）及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。</p> <p>イ～ロ （省略）</p> <p>ハ 添付書類等</p> <p>(イ) 添付が必要な資料等</p> <p>i 知的財産の内容を証する書類</p> <p>登録原簿の謄本及び公報（著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき資料等、育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第69条</p>	<p>第7節 知的財産侵害物品（輸出）</p> <p>（用語の定義）</p> <p>69の2～69の10—1 この節において使用する次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 「知的財産権」 法第69条の2第1項第3号に掲げる特許権（特許権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、実用新案権（実用新案権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、意匠権（意匠権についての専用実施権を含む。以下同じ。）、商標権（商標権についての専用使用権を含む。以下同じ。）又は育成者権（育成者権についての専用利用権を含む。以下同じ）をいう。</p> <p>(2)～(18) （同左）</p> <p>（輸出差止申立ての取扱い）</p> <p>69の4—1 輸出差止申立ての手續及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸出差止申立ての手續</p> <p>輸出差止申立てをしようとする権利者には、「輸出（積戻し）差止申立書」(C-5640)（不正競争差止請求権者にあっては、「輸出（積戻し）差止申立書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5642)）及び所要の添付資料等を次により提出させることにより行わせるものとする。</p> <p>イ～ロ （同左）</p> <p>ハ 添付書類等</p> <p>(イ) 添付が必要な資料等</p> <p>i 知的財産の内容を証する書類</p> <p>登録原簿の謄本及び公報（育成者権については、品種登録簿の謄本とし、保護対象商品等表示等については、法第69条の4第1項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時</p>

改正後	改正前
<p>の4第1項に規定する書面（以下この節において「経済産業大臣申立時意見書」という。）とする。以下同じ。）（税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸出差止申立ての受理後に提出させることとして差し支えない。）</p> <p>（注） 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（平成18年2月15日経済産業省令第6号。以下この節において「意見書等に関する規則」という。）第3条）。</p> <p>①～④（省略）</p> <p>ii～iv（省略）</p> <p>(ロ)（省略）</p> <p>ニ（省略）</p> <p>（2）輸出差止申立ての審査</p> <p>イ <u>輸出差止申立ての受付及び受理要件</u></p> <p>上記(1)のハ((ロ)を除く。)及びニの「輸出（積戻し）差止申立書」及び添付資料等が提出された場合は、輸出差止申立てを受け付け、原則として、受付税関及び他税関が当該受付の日の翌日から起算して1月以内を目途に受理又は不受理ができるよう受付税関は審査を行うものとする。この場合において、審査のために必要な追加資料については、申立人に対し隨時その提出を求めることとし、次の受理要件を満たしている輸出差止申立ては受理する。ただし、(ロ)及び(ハ)の資料等については、当該輸出差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあつたものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提出されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあつたものとして取り扱う。</p>	<p>意見書」という。）とする。以下同じ。）（税関において他の方法により知的財産の内容を確認する手段がある場合は、経済産業大臣申立時意見書を除き、輸出差止申立ての受理後に提出させることとして差し支えない。）</p> <p>（注） 経済産業大臣申立時意見書には、次の事項について意見及びその理由が述べられる（関税法第69条の4第1項の規定による経済産業大臣に対する意見の求めに係る申請手続等に関する規則（平成18年2月15日経済産業省令第6号。以下この節において「意見書等に関する規則」という。）第3条）。</p> <p>①～④（同左）</p> <p>ii～iv（同左）</p> <p>(ロ)（省略）</p> <p>ニ（省略）</p> <p>（2）輸出差止申立ての審査</p> <p>イ 上記(1)のハ((ロ)を除く。)及びニの「輸出（積戻し）差止申立書」及び添付資料等が提出された場合は、輸出差止申立てを受け付け、受付税関及び他税関が当該受付の日の翌日から起算して1月以内を目途に受理又は不受理ができるよう受付税関は審査を行うものとする。この場合において、審査のために必要な追加資料については、申立人に対し隨時その提出を求めることとし、次の受理要件を満たしている輸出差止申立ては受理する。ただし、(ロ)及び(ハ)の資料等については、当該輸出差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあつたものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提出されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあつたものとして取り扱う。</p>

改正後	改正前
<p>(注 1) 希望する期間の末日まで登録料が納付されていることを登録原簿等の謄本により確認する必要があるので留意する。</p> <p>(注 2) 本関知的財産調査官は、申立人から求めがあった場合その他必要な場合には、提出された「輸出（積戻し）差止申立書」の1枚目に受付印を押印し、その写しを申立人に交付して差し支えない。</p> <p>(イ)～(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 「輸出（積戻し）差止申立書」の内容及び添付資料等により、当該輸出差止申立てに係る物品が申立人の<u>知的財産</u>を侵害している事実を確認することができる。</p> <p>□ <u>輸出差止申立ての内容の公表及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会</u>      輸出差止申立てを受け付けた場合は、「<u>知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について</u>」（平成 19 年 6 月 15 日財閥第 802 号）の定めるところにより、その内容の公表等を行うとともに、必要に応じ、輸出差止申立てにおける専門委員制度意見照会を実施する。</p>	<p>(注 1) 希望する期間の末日まで登録料が納付されていることを登録原簿等の謄本により確認する必要があるので留意する。</p> <p>(注 2) 本関知的財産調査官は、申立人から求めがあった場合その他必要な場合には、提出された「輸出（積戻し）差止申立書」の1枚目に受付印を押印し、その写しを申立人に交付して差し支えない。</p> <p>(イ)～(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 「輸出（積戻し）差止申立書」の内容及び添付資料等により、当該輸出差止申立てに係る物品が申立人の<u>特許権、実用新案権、意匠権、商標権又は育成者権</u>を侵害している事実あるいは不正競争防止法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為により営業上の利益を侵害している事実を確認することができる。</p> <p>□ 輸出差止申立てを受け付けた場合は、<u>次によりその内容の公表等を行う</u>。</p> <p>(イ) <u>輸出差止申立てを受け付けた税関は、当該輸出差止申立てに係る申立人の氏名又は名称及び連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸出差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）並びに侵害すると認める物品の品名を、受付後遅滞なく本省に通報することとし、本省は、通報された内容並びに受付税関名及び連絡先をその都度財務省の税関ホームページで公表する。この場合において、当該輸出差止申立てについて利害関係を有する者は受付税關に対し意見を述べることができる旨及びその期間（受付の日から 10 日（行政機関の休日を含まない。）以内の期間）を付記することとする。</u></p> <p>(ロ) <u>上記(イ)により公表した輸出差止申立てについて利害関係を有する者から照会があった場合は、受付税關は、「輸出（積戻し）差止申立書」中【公表】と記載されている事項（申立有効期間を除く。）及び【公表の可否】と記載されている事項のうち申立人が公表を可とするものの範囲で応答する。</u></p>

改正後	改正前
(削る)	<p>(ハ) 上記(イ)の後段の規定による意見の陳述は、意見を陳述する者の氏名又は名称及び住所、当該輸出差止申立てに関する利害関係の内容並びに意見を記載した書面により行わせる。</p> <p>(ニ) 税関は、輸出差止申立てをしようとする者に対し、上記(イ)から(ハ)の内容をあらかじめ連絡するものとする。</p>
<p>ハ 判決書等の提出</p> <p>「輸出（積戻し）差止申立て」の審査において、例えば次のような場合で、当該輸出差止申立てに係る物品が申立人の知的財産を侵害していることに疑義があるときは、申立人に対して、当該物品が侵害すると認める物品であることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書、知的財産の効力についての特許庁の判定書又は弁護士等が作成した当該物品に関する鑑定書の提出を求ることとする。</p> <p>i (省略)</p> <p>ii 著作権又は著作隣接権に係る真正物品と形状・内容に差異のある複製物に関する輸出差止申立て</p>	<p>ハ 輸出差止申立ての審査において、当該輸出差止申立てに係る知的財産の内容について申立人及び予想される輸出者の間で争い（訴訟等）があり、又は争いが生じる可能性が高いと判断される場合、上記ロの(ハ)により意見の陳述を行った者が当該輸出差止申立てに利害関係を有すると認められる場合その他当該輸出差止申立てにおける専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。なお、予想される輸出者その他国内において当該輸出差止申立てに利害関係を有すると認められる者が判明している場合は、申立人に意見を聴いた上で、税関の取締り上支障があると認められるとき又は当該申立人と当該利害関係者との間に争いがないこと若しくは争いが生じるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、上記ロの(イ)により公表する事項をこれらの者に通知し意見を求ることとする。</p> <p>三 「輸出（積戻し）差止申立て」の審査において、例えば次のような場合で、当該輸出差止申立てに係る物品が申立人の知的財産を侵害していることに疑義があるときは、申立人に対して、当該物品が侵害すると認める物品であることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書、知的財産の効力についての特許庁の判定書又は弁護士等が作成した当該物品に関する鑑定書の提出を求ることとする。</p> <p>i (同左)</p>

改正後	改正前
<p>iii 不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号に規定する商品等表示と類似の表示に関する輸出差止申立て (削る)</p>	<p>ii 不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号に規定する商品等表示と類似の表示に関する輸出差止申立て</p> <p>(3) <u>輸出差止申立てにおける専門委員意見照会手続等</u>  <u>輸出差止申立てにおける専門委員意見照会の手続等は次による。</u></p> <p>イ 総括知的財産調査官は、上記(2)のハの規定により協議を受けた場合は、特段の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記ロの事務を行うものとする。</p> <p>ロ 総括知的財産調査官は、専門委員に意見を求める場合は、専門委員に意見を聞く日時及び場所（以下この項において「意見聴取の場」という。）を設定し、専門委員候補（財務省の税関ホームページに掲載されている者をいい、下記ハの（注3）により包括的に委嘱した者を含む。以下この節において同じ。）の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る輸出差止申立て（以下この項において「対象申立て」という。）に係る事案の申立人及び予想される輸出者と特別な利害関係を有しない者を原則として3名選定するものとする。</p> <p>ハ 対象申立てを受け付けた税関の本關知的財産調査官は、受理した場合に後記(5)のロにより公表することとなる事項等を記載した「輸出（積戻し）差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」（C-5644）により当事者（対象申立てに係る事案の申立人及び予想される輸出者又は上記(2)のロのハ）により意見の陳述を行った者で当該対象申立てに利害関係を有すると認められる者のうち当該申立人との間に争いがある等意見を聞くことが適當と認められる者をいう。以下この項において同じ。）に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える（ある当事者が別の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせができるものとする。）とともに、上記ロにより選定した者に意見を求めるについて、当該当事者の意見を聞くものとする。その結果、上記ロにより選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認める</p>

改正後	改正前
	<p>ときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象申立てを受け付けた税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」(C-5646)を交付するものとする。</p> <p>(注1) 当事者に意見を聴いた結果、上記口により選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、その意見に相当の理由があると認めるときは、対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、当該意見の対象となった者に当該当事者の意見（理由を含む。）を通知するものとする。この場合においては、当該本関知的財産調査官は、他の専門委員候補について、当該当事者に意見を聞くものとする。</p> <p>(注2) 専門委員から意見を聴く日時との関係上、3名の専門委員に委嘱できない場合には、2名の専門委員に意見を求めるものとする。</p> <p>(注3) 個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、「委嘱状」(C-5647)により、2年の期間を区切り、輸出差止申立て、輸入差止申立て、及び認定手続における専門委員意見照会における専門委員意見照会に係る専門委員として9税関分について包括的に委嘱するものとするが、当該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めるものとする。</p> <p>二 輸出差止申立てにおける専門委員意見照会は、「輸出（積戻し）差止申立てにおける専門委員意見照会書」(C-5648)に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。この場合において、「輸出（積戻し）差止申立てにおける専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠であるか否か判断しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には</p>

改正後	改正前
	<p>申立人が対象申立ての際に提出した資料の写しを含むものとするが、申立人が非公表としている資料及び税関において取締りの観点から申立人以外の当事者に開示できない資料についてはその旨注記することとする。</p> <p>ホ 総括知的財産調査官及び対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場において、当事者が参加する場合は当該当事者の参加の下、専門委員の意見を聴取するものとする。この場合において、ある当事者が自己以外の者を参加させることを求める場合は、他の当事者に意見を聴いて、問題がない場合は参加させることとして差し支えない。</p> <p>ヘ 対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠であるか否かに係る専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」(C-5650)（対象申立てを受け付けた税関の税関長宛てであり、対象申立てが特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。）を提出することによるものとする。この場合において、対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見書の提出があった場合は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。</p> <p>なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から 5 日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。</p> <p>(注) 当該専門委員を委嘱した税関長は、対象申立てを受理するかどうかの判断に関しては、明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の過半数の意見を尊重するものとする。</p> <p>ト 専門委員を委嘱した税関長は、対象申立てを受理した場合又は受理しなかった場合は、「輸出（積戻し）差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸出（積戻し）差止申立ての受理・不受理結果通知書」(C-5652)により、その旨及び理由を遅滞なく専門委員に通知するものとする。</p> <p>チ 「輸出（積戻し）差止申立てにおける専門委員意見照会書」の発出後であって専門委員の意見が提出される前に、当事者の和解その</p>

改正後	改正前
<p>(3) 輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 「輸出（積戻し）差止申立書」及び添付資料等の送付を受けた税関は、添付されている審査結果を参考として審査を行い、「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」(C-5656) 又は「輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書」(C-5658) を作成し、輸出差止申立てを受け付けた税関に送付する。</p> <p>なお、輸出差止申立てを不受理としようとする場合には、事前に総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>(注1) 「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」及び「輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書」の番号は受理税関の税関符号（統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。）を付した一連番号を記載する。</p> <p>(注2) 「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」の日付は、輸出差止申立てが効力を有する期間の初日とする。「輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書」の日付は、受付税関が審査結果内容を送付する際に他税関が事務処理に要する日数（通常<u>5</u>執務日程度）を見込んで決定する。</p> <p>ハ 輸出差止申立てを受け付けた税関は、自税関及び他税関で作成した「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」又は「輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書」を申立人に交付するとともに、専門委員による意見書が提出された場合には、受理又は不受理の旨を当事者（申立人を除く。）に対して通知するものとする。</p>	<p>他の理由により、対象申立てが取り下げられたときは、当該専門委員を委嘱した税関長は、「輸出（積戻し）差止申立てにおける専門委員意見照会に係る回答不要通知書」(C-5654)により、その旨及び理由を遅滞なく当該専門委員に通知するものとする。なお、当該対象申立ての取下げを知らない当事者には、取下げの事実を対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官が口頭により通知する。</p> <p>(4) 輸出差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 「輸出（積戻し）差止申立書」及び添付資料等の送付を受けた税関は、添付されている審査結果を参考として審査を行い、「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」(C-5656) 又は「輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書」(C-5658) を作成し、輸出差止申立てを受け付けた税関に送付する。</p> <p>なお、輸出差止申立てを不受理としようとする場合には、事前に総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>(注1) 「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」及び「輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書」の番号は受理税関の税関符号（統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。）を付した一連番号を記載する。</p> <p>(注2) 「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」の日付は、輸出差止申立てが効力を有する期間の初日とする。「輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書」の日付は、受付税関が審査結果内容を送付する際に他税関が事務処理に要する日数（通常<u>10</u>日程度）を見込んで決定する。</p> <p>ハ 輸出差止申立てを受け付けた税関は、自税関及び他税関で作成した「輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書」又は「輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書」を申立人に交付するとともに、<u>上記(3)による</u>専門委員による意見書が提出された場合には、受理又は不受理の旨を当事者（申立人を除く。）に対して通知するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>ニ 輸出差止申立てを受理した場合には、その内容を輸出差止申立情報として登録し、各税関官署に周知する。</p> <p>(注) 輸出差止申立ての有効期間内に、知的財産の譲渡等により、申立人が知的財産を有しないこととなった場合には、速やかに、<u>下記(7)</u>による撤回を行うよう教示するものとする。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) 輸出差止申立ての更新</p> <p>イ 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合（必要に応じ専門委員意見照会に係る上記(2)のロの規定に準じて審査を行うものとする。）は、申立有効期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸出（積戻し）差止申立て更新申請書」(C-5660)（不正競争差止請求権者にあっては、「輸出（積戻し）差止申立て更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5662)）（以下この節において「更新書」という。）を当該輸出差止申立てを受け付けた税関に提出させる。</p> <p>ロ 更新書が提出された場合は、上記(1)から<u>(4)</u>までに準じて取り扱う。</p> <p>ただし、輸出差止申立てについて追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書（原本）のみを提出させることとし、添付資料等（経済産業大臣申立時意見書を除く。）の提出は省略させて差し支えない。</p> <p>なお、知的財産や対象物品の追加等により、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として上記（1）本文「輸出（積戻し）差止申立て書」を提出させることになるので留意すること。</p> <p>(6) 輸出差止申立ての内容変更</p> <p>輸出差止申立て（上記<u>(5)</u>の規定に基づく更新を含む。以下<u>(8)</u>までにおいて同じ。）を受理した後、申立有効期間中に申立人から、輸出差止申立てを受け付けた税関に、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合には、変更内容を書面（任意の様式）により提出せるものとし、内容変更後の輸出差止申立てが受理要件を満たしている場合にはこれを認めるものとする。</p>	<p>ニ 輸出差止申立てを受理した場合には、その内容を輸出差止申立情報として登録し、各税関官署に周知する。</p> <p>(注) 輸出差止申立ての有効期間内に、知的財産の譲渡等により、申立人が知的財産を有しないこととなった場合には、速やかに、<u>下記(8)</u>による撤回を行うよう教示するものとする。</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(6) 輸出差止申立ての更新</p> <p>イ 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合（必要に応じ専門委員意見照会に係る上記(2)のロ及び(3)の規定に準じて審査を行うものとする。）は、申立有効期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸出（積戻し）差止申立て更新申請書」(C-5660)（不正競争差止請求権者にあっては、「輸出（積戻し）差止申立て更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5662)）（以下この節において「更新書」という。）を当該輸出差止申立てを受け付けた税関に提出させる。</p> <p>ロ 更新書が提出された場合は、上記(1)から<u>(5)</u>までに準じて取り扱う。</p> <p>ただし、輸出差止申立てについて追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書（原本）のみを提出させることとし、添付資料等（経済産業大臣申立時意見書を除く。）の提出は省略させて差し支えない。</p> <p>なお、知的財産や対象物品の追加等により、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として上記（1）本文「輸出（積戻し）差止申立て書」を提出させることになるので留意すること。</p> <p>(7) 輸出差止申立ての内容変更</p> <p>輸出差止申立て（上記<u>(6)</u>の規定に基づく更新を含む。以下<u>(9)</u>までにおいて同じ。）を受理した後、申立有効期間中に申立人から、輸出差止申立てを受け付けた税関に、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合には、変更内容を書面（任意の様式）により提出せるものとし、内容変更後の輸出差止申立てが受理要件を満たしている場合にはこれを認めるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>この場合において、提出させる書類及び資料等の部数は、上記(1)ニに準じて取り扱うものとし、提出させた書類を対象税関の本関知的財産調査官に送付する。</p> <p>なお、知的財産や対象物品の追加等により、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として上記（1）本文「輸出（積戻し）差止申立書」を提出させることになるので留意すること。</p> <p>また、本関知的財産調査官は、輸出差止申立てを受理するに際して、申立人に対して輸出差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに当該輸出差止申立てを受け付けた税関に書面をもって提出するよう予め通知する。</p> <p>(注) 下記に該当する事情が生じた場合には、速やかに内容変更を行うとともに事前に受付税関に連絡するよう周知するものとする。</p> <p>i～iii (省略)</p> <p>(7)及び(8) (省略)</p> <p>(認定手続における専門委員意見照会手続等)</p> <p>69の9-1 認定手続における専門委員意見照会に係る手続等については、「<u>知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について</u>」の定めるところによる。</p>	<p>この場合において、提出させる書類及び資料等の部数は、上記(1)ニに準じて取り扱うものとし、提出させた書類を対象税関の本関知的財産調査官に送付する。</p> <p>なお、知的財産や対象物品の追加等により、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として上記（1）本文「輸出（積戻し）差止申立書」を提出させることになるので留意すること。</p> <p>また、本関知的財産調査官は、輸出差止申立てを受理するに際して、申立人に対して輸出差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに当該輸出差止申立てを受け付けた税関に書面をもって提出するよう予め通知する。</p> <p>(注) 下記に該当する事情が生じた場合には、速やかに内容変更を行うとともに事前に受付税関に連絡するよう周知するものとする。</p> <p>i～iii (同左)</p> <p>(8)及び(9) (同左)</p> <p>(認定手続における専門委員意見照会手続等)</p> <p>69の9-1 認定手続における専門委員意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 総括知的財産調査官は、前記69の3-1の(1)のニの(ホ)の規定により、専門委員の意見を聴くことについて協議を受けた場合は、特段の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記(2)の事務を行うものとする。</p> <p>(2) 総括知的財産調査官は、専門委員に意見を求める場合は、専門委員に意見を聴く日時及び場所（以下この項において「意見聴取の場」という。）を設定し、専門委員候補の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であつて、当該意見の求めに係る認定手続（以下この項において「対象認定手続」という。）に係る事案の当事者と特別な利害関係を有しないものを原則として3名選定するものとする。</p> <p>(3) 対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、「認定手続における専門委員意見照会実施通知書」(C-5746)により当事者（対</p>

改正後	改正前
	<p>象認定手続に係る権利者及び輸出者等をいう。以下この項において同じ。)に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える（一方の当事者が他方の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせができるものとする。）とともに、上記(2)により選定した者に意見を求めるについて、当該当事者の意見を聴くものとする。その結果、上記(2)により選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象認定手続を執っている税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」(C-5748)を交付するものとする。</p> <p>(注 1) 当事者に意見を聴いた結果、上記(2)により選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、その意見に相当の理由があると認めるときは、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、当該意見の対象となった者に当該当事者の意見（理由を含む。）を通知するものとする。この場合においては、当該本関知的財産調査官は、他の専門委員候補について、当該当事者に意見を聴くものとする。</p> <p>(注 2) 専門委員から意見を聴く日時との関係上、3名の専門委員に委嘱できない場合には、2名の専門委員に意見を求めるものとする。</p> <p>(注 3) 前記 69 の 4—1 の(3)のハの（注 3）により包括的に委嘱した専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めるものとする。</p> <p>(4) 認定手続における専門委員意見照会は、「認定手続における専門委員意見照会書」(C-5750)に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。この場合において、「認定手続における専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否か認</p>

改正後	改正前
	<p>定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には対象認定手続において当事者が提出した証拠又は意見の写し及び対象認定手続が輸出差止申立てに係るものである場合は、当該輸入差止申立ての際に申立人が提出した資料（申立人が非公開としている資料を除く。）の写しを含むものとする。</p> <p>(5) 総括知的財産調査官及び対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場において、当事者が参加する場合は当該当事者の参加の下、専門委員の意見を聴取するものとする。この場合において、一方の当事者が自己以外の者を参加させることを求める場合は、他方の当事者に意見を聴いて、問題がない場合は参加させることとして差し支えない。</p> <p>(6) 対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かについての専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」(C-5752)（対象認定手続を執っている税関の税関長宛てであり、当該対象認定手続が特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。）を提出することによるものとする。意見書の提出があった場合は、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。</p> <p>なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から 5 日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。</p> <p>(注) 当該専門委員を委嘱した税関長は、対象申立てを受理するかどうかの判断に関しては、明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の過半数の意見を尊重するものとする。</p> <p>(7) 専門委員を委嘱した税関長は、専門委員の意見を聴いた後対象認定手続に係る貨物について侵害の該否が認定された場合は、「認定手続における専門委員意見照会に係る貨物の認定結果通知書」(C-5754)により、その旨及び理由を遅滞なく専門委員に通知するものとする。</p> <p>(8) 「認定手続における専門委員意見照会書」の発出後であって専門委員の意見が提出され手続が取りやめられたときは、対象認定手続を執っていた税関の本関知的財産調査官は、「認定手続における専門委員意</p>

改正後	改正前
<p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（輸入差止申立ての取扱い）</p> <p>69の13—1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸入差止申立ての審査</p> <p>イ <u>輸入差止申立ての受付及び受理要件</u>      上記(1)のハ((ロ)を除く。)及びニの「輸入差止申立書」及び添付資料等が提出された場合は、輸入差止申立てを受け付け、原則として、受付税関及び他税関が当該受付の日の翌日から起算して1月以内に目途に受理又は不受理ができるよう受付税関は審査を行うものとする。この場合において、審査のために必要な追加資料については、申立人に対し隨時その提出を求めることとし、次の受理要件を満たしている輸入差止申立ては受理する。ただし、(ロ)及び(ハ)の資料等については、当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあったものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提出されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあったものとして取り扱う。</p> <p>(注1) 希望する期間の末日まで登録料が納付されていることを登録原簿の謄本により確認する必要があるので留意する。</p> <p>(注2) 本関知的財産調査官は、申立人から求めがあった場合その他必要な場合には、提出された「輸入差止申立書」の1枚目に受付印を押印し、その写しを申立人に交付して差し支えない。</p> <p>(イ)～(ハ) (省略)</p>	<p>見照会に係る回答不要通知書」(C-5756)により、その旨及び理由を遅滞なく専門委員に通知するものとする。</p> <p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（輸入差止申立ての取扱い）</p> <p>69の13—1 輸入差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸入差止申立ての審査</p> <p>イ 上記(1)のハ((ロ)を除く。)及びニの「輸入差止申立書」及び添付資料等が提出された場合は、輸入差止申立てを受け付け、受付税関及び他税関が当該受付の日の翌日から起算して1月以内に目途に受理又は不受理ができるよう受付税関は審査を行うものとする。この場合において、審査のために必要な追加資料については、申立人に対し隨時その提出を求めることとし、次の受理要件を満たしている輸入差止申立ては受理する。ただし、(ロ)及び(ハ)の資料等については、当該輸入差止申立ての対象物品が複数の場合であってその一部の物品についてのみこれらの資料等が整っているときは、当該一部の物品に係る部分についてのみ有効な申立てがあったものとしてこれを受理し、その他の物品については、不足していた資料が追加して提出されたときに、当該物品に係る部分について有効な申立てがあったものとして取り扱う。</p> <p>(注1) 希望する期間の末日まで登録料が納付されていることを登録原簿の謄本により確認する必要があるので留意する。</p> <p>(注2) 本関知的財産調査官は、申立人から求めがあった場合その他必要な場合には、提出された「輸入差止申立書」の1枚目に受付印を押印し、その写しを申立人に交付して差し支えない。</p> <p>(イ)～(ハ) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>□ <u>輸入差止申立ての内容の公表及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会</u>  <u>輸入差止申立てを受け付けた場合は、「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」の定めるところにより、その内容の公表等を行うとともに、必要に応じ、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施する。</u></p> <p>(削る)</p>	<p>□ 輸入差止申立てを受け付けた場合は、次によりその内容の公表等を行う。</p> <p>(イ) 輸入差止申立てを受け付けた税関は、当該輸入差止申立てに係る申立人の氏名又は名称及び連絡先、知的財産の内容（特許権又は実用新案権にあっては、輸入差止申立てに係る請求項を限定する場合におけるその請求項の番号を含む。）並びに侵害すると認める物品の品名を、受付後遅滞なく本省に通報することとし、本省は、通報された内容並びに受付税関名及び連絡先をその都度財務省の税関ホームページで公表する。この場合において、当該輸入差止申立てについて利害関係を有する者は受付税關に対し意見を述べることができる旨及びその期間（受付の日から 10 日（行政機関の休日を含まない。）以内の期間）を付記することとする。</p> <p>(ロ) 上記(イ)により公表した輸入差止申立てについて利害関係を有する者から照会があった場合は、受付税關は、「輸入差止申立書」中【公表】と記載されている事項（申立有効期間を除く。）及び【公表の可否】と記載されている事項のうち申立人が公表を可とするものの範囲で応答する。</p> <p>(ハ) 上記(イ)の後段の規定による意見の陳述は、意見を陳述する者の氏名又は名称及び住所、当該輸入差止申立てに関する利害関係の内容並びに意見を記載した書面により行わせる。</p> <p>(ニ) 税關は、輸入差止申立てをしようとする者に対し、上記(イ)から(ハ)の内容をあらかじめ連絡するものとする。</p> <p>ハ 輸入差止申立ての審査において、当該輸入差止申立てに係る知的財産の内容について申立人及び予想される輸入者の間で争い（訴訟等）があり、又は争いが生じる可能性が高いと判断される場合、上記□の(ハ)により意見の陳述を行った者が当該輸入差止申立てに利害関係を有すると認められる場合その他当該輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合は、意見を添えて総括知的財産調査官に協議するものとする。なお、予想される輸入者その他国内において当該輸入差止申立てに利害関係を有す</p>

改正後	改正前
<p><u>ハ 判決書等の提出</u></p> <p>「輸入差止申立書」の審査において、例えば次のような場合で、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の知的財産を侵害していることに疑義があるときは、申立人に対して、当該物品が侵害すると認める物品であることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書、知的財産の効力についての特許庁の判定書又は弁護士等が作成した当該物品に関する鑑定書の提出を求ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 商標権に係る類似商標又は類似商品に関する輸入差止申立て</li> <li>ii 著作権又は著作隣接権に係る真正物品と形状・内容に差異のある複製物に関する輸入差止申立て</li> <li>iii 不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号に規定する商品等表示と類似の表示に関する輸入差止申立て</li> </ul> <p><u>ニ 見本検査承認申請の確認</u></p> <p>輸入差止申立ての審査に際しては、侵害の態様等から、認定手続が執られた場合に見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認することとする。</p> <p>(削る)</p>	<p>ると認められる者が判明している場合は、申立人に意見を聴いたうえで税関の取締り上支障があると認められるとき又は当該申立人と当該利害関係者との間に争いがないこと若しくは争いが生じるおそれがないことが明らかであると認められるときを除き、上記ロの(1)により公表する事項をこれらの者に通知し意見を求ることとする。</p> <p>三 「輸入差止申立書」の審査において、例えば次のような場合で、当該輸入差止申立てに係る物品が申立人の知的財産を侵害していることに疑義があるときは、申立人に対して、当該物品が侵害すると認める物品であることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書、知的財産の効力についての特許庁の判定書又は弁護士等が作成した当該物品に関する鑑定書の提出を求ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i 商標権に係る類似商標又は類似商品に関する輸入差止申立て</li> <li>ii 著作権又は著作隣接権に係る真正物品と形状・内容に差異のある複製物に関する輸入差止申立て</li> <li>iii 不正競争防止法第2条第1項第1号又は第2号に規定する商品等表示と類似の表示に関する輸入差止申立て</li> </ul> <p>ホ 輸入差止申立ての審査に際しては、侵害の態様等から、認定手続が執られた場合に見本検査承認申請が見込まれるか否かについて確認することとする。</p> <p>(3) 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会手続等  <u>輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の手続等は次による。</u></p> <p>イ 総括知的財産調査官は、上記(2)のハの規定により協議を受けた場合は、特段の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記ロの事務を行うものとする。</p> <p>ロ 総括知的財産調査官は、専門委員に意見を求める場合は、専門委員に意見を聴く日時及び場所（以下この項において「意見聴取の場」という。）を設定し、専門委員候補（財務省の税関ホームページに</p>

改正後	改正前
	<p>掲載されている者をいい、下記ハの（注3）により包括的に委嘱した者を含む。以下同じ。）の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る輸入差止申立て（以下この項において「対象申立て」という。）に係る事案の申立人及び予想される輸入者と特別な利害関係を有しない者を原則として3名選定するものとする。</p> <p>ハ 対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、受理した場合に後記(5)のロにより公表することとなる事項等を記載した「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」(C-5844)により当事者（対象申立てに係る事案の申立人及び予想される輸入者又は上記(2)のロの(ハ)により意見の陳述を行った者で当該対象申立てに利害関係を有すると認められる者のうち当該申立てとの間に争いがある等意見を聞くことが適當と認められる者をいう。以下の項において同じ。）に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える（ある当事者が別の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせることができるものとする。）とともに、上記ロにより選定した者に意見を求めることについて、当該当事者の意見を聞くものとする。その結果、上記ロにより選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象申立てを受け付けた税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」(C-5846)を交付するものとする。</p> <p>(注1) 当事者に意見を聞いた結果、上記ロにより選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、その意見に相当の理由があると認めるときは、対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、当該意見の対象となった者に当該当事者の意見（理由を含む。）を通知するものとする。この場合においては、当該本関知的財産調査</p>

改正後	改正前
	<p>官は、他の専門委員候補について、当該当事者に意見を聞くものとする。</p> <p>(注 2) 専門委員から意見を聞く日時との関係上、3名の専門委員に委嘱できない場合には、2名の専門委員に意見を求めるものとする。</p> <p>(注 3) 個別事案ごとに専門委員に委嘱することが困難な専門委員候補については、「委嘱状」(C-5647)により、2年の期間を区切り、輸出差止申立て、輸入差止申立て、及び認定手続における専門委員意見照会に係る専門委員として9税関分について包括的に委嘱するものとするが、当該専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めるものとする。</p> <p>ニ 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会は、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」(C-5848)に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。この場合において、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠であるか否か判断しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には申立人が対象申立ての際に提出した資料の写しを含むものとするが、申立人が非公表としている資料及び税関において取締りの観点から申立人以外の当事者に開示できない資料についてはその旨注記することとする。</p> <p>ホ 総括知的財産調査官及び対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場において、当事者が参加する場合は当該当事者の参加の下、専門委員の意見を聴取するものとする。この場合において、ある当事者が自己以外の者を参加させることを求める場合は、他の当事者に意見を聴いて、問題がない場合は参加させることとして差し支えない。</p> <p>ヘ 対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠であるか否かに係る専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を</p>

改正後	改正前
<p>(3) 輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 「輸入差止申立書」及び添付資料等の送付を受けた税関は、添付されている審査結果を参考として審査を行い、「輸入差止申立て・更新受理通知書」(C-5856)又は「輸入差止申立て・更新不受理通知書」(C-5858)を作成し、輸入差止申立てを受け付けた税関に送付する。なお、輸入差止申立てを不受理としようとする場合には、事前に</p>	<p>経由して「意見書」(C-5850)（対象申立てを受け付けた税関の税関長宛てであり、対象申立てが特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。）を提出することによるものとする。この場合において、対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、意見書の提出があった場合は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。</p> <p>なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から 5 日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。</p> <p>(注) 当該専門委員を委嘱した税関長は、対象申立てを受理するかどうかの判断に関しては、明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の過半数の意見を尊重するものとする。</p> <p>ト 専門委員を委嘱した税関長は、対象申立てを受理した場合又は受理しなかった場合は、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る輸入差止申立ての受理・不受理結果通知書」(C-5852)により、その旨及び理由を遅滞なく専門委員に通知するものとする。</p> <p>チ 「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」の発出後であって専門委員の意見が提出される前に、当事者の和解その他の理由により、対象申立てが取り下げられたときは、当該専門委員を委嘱した税関長は、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る回答不要通知書」(C-5854)により、その旨及び理由を遅滞なく当該専門委員に通知するものとする。なお、当該対象申立ての取下げを知らない当事者には、取下げの事実を対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官が口頭により通知する。</p> <p>(4) 輸入差止申立ての受理又は不受理の際の取扱い</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 「輸入差止申立書」及び添付資料等の送付を受けた税関は、添付されている審査結果を参考として審査を行い、「輸入差止申立て・更新受理通知書」(C-5856)又は「輸入差止申立て・更新不受理通知書」(C-5858)を作成し、輸入差止申立てを受け付けた税関に送付する。なお、輸入差止申立てを不受理としようとする場合には、事前に</p>

改正後	改正前
<p>総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>(注1) 「輸入差止申立て・更新受理通知書」及び「輸入差止申立て・更新不受理通知書」の番号は受理税関の税関符号（統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。）を付した一連番号を記載する。</p> <p>(注2) 「輸入差止申立て・更新受理通知書」の日付は、輸入差止申立てが効力を有する期間の初日とする。「輸入差止申立て・更新不受理通知書」の日付は、受付税関が審査結果内容を送付する際に他税関が事務処理に要する日数（通常<u>5執務日</u>程度）を見込んで決定する。</p> <p>ハ 輸入差止申立てを受け付けた税関は、自税関及び他税関で作成した「輸入差止申立て・更新受理通知書」又は「輸入差止申立て・更新不受理通知書」を申立人に交付するとともに、専門委員による意見書が提出された場合には、受理又は不受理の旨を当事者（申立人を除く。）に対して通知するものとする。</p> <p>ニ 輸入差止申立てを受理した場合には、その内容を輸入差止申立情報として登録し、各税関官署に周知する。</p> <p>（注） 輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産の譲渡等により、申立人が知的財産を有しないこととなった場合には、速やかに、<u>下記(7)</u>による撤回を行うよう教示するものとする。</p> <p><u>(4)</u> (省略)</p> <p><u>(5)</u> 輸入差止申立ての更新</p> <p>イ 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合（必要に応じ専門委員意見照会に係る上記(2)のロの規定に準じて審査を行うものとする。）は、申立有効期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸入差止申立更新申請書」(C-5860)（不正競争差止請求権者にあっては、「輸入差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5862)、著作権法第113条第5項に係るものにあっては、「輸入差止申立更新申請書（還流防止措置関係）」(C-5863)）（以下「更新書」という。）を当該輸入差止申立てを受け付けた税関</p>	<p>総括知的財産調査官に協議するものとする。</p> <p>(注1) 「輸入差止申立て・更新受理通知書」及び「輸入差止申立て・更新不受理通知書」の番号は受理税関の税関符号（統計基本通達別紙第2「税関符号表」による。）を付した一連番号を記載する。</p> <p>(注2) 「輸入差止申立て・更新受理通知書」の日付は、輸入差止申立てが効力を有する期間の初日とする。「輸入差止申立て・更新不受理通知書」の日付は、受付税関が審査結果内容を送付する際に他税関が事務処理に要する日数（通常<u>10日</u>程度）を見込んで決定する。</p> <p>ハ 輸入差止申立てを受け付けた税関は、自税関及び他税関で作成した「輸入差止申立て・更新受理通知書」又は「輸入差止申立て・更新不受理通知書」を申立人に交付するとともに、<u>上記(3)</u>による専門委員による意見書が提出された場合には、受理又は不受理の旨を当事者（申立人を除く。）に対して通知するものとする。</p> <p>ニ 輸入差止申立てを受理した場合には、その内容を輸入差止申立情報として登録し、各税関官署に周知する。</p> <p>（注） 輸入差止申立ての有効期間内に、知的財産の譲渡等により、申立人が知的財産を有しないこととなった場合には、速やかに、<u>下記(8)</u>による撤回を行うよう教示するものとする。</p> <p><u>(5)</u> (同左)</p> <p><u>(6)</u> 輸入差止申立ての更新</p> <p>イ 申立人が輸入差止申立ての更新を希望する場合（必要に応じ専門委員意見照会に係る上記(2)のロ及び(3)の規定に準じて審査を行うものとする。）は、申立有効期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸入差止申立更新申請書」(C-5860)（不正競争差止請求権者にあっては、「輸入差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5862)、著作権法第113条第5項に係るものにあっては、「輸入差止申立更新申請書（還流防止措置関係）」(C-5863)）（以下「更新書」という。）を当該輸入差止申立てを受け付けた税関に提出さ</p>

改正後	改正前
<p>に提出させる。</p> <p>□ 更新書が提出された場合は、上記(1)から<u>(4)</u>までに準じて取り扱う。</p> <p>ただし、輸入差止申立てについて追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書（原本）のみを提出させることとし、添付資料等（経済産業大臣申立時意見書を除く。）の提出は省略させて差し支えない。</p> <p>なお、知的財産や対象物品の追加等により、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として上記(1)本文「輸入差止申立書」を提出させることとなるので留意のこと。</p> <p>(6) 輸入差止申立ての内容変更</p> <p>輸入差止申立て（上記<u>(5)</u>の規定に基づく更新を含む。以下<u>(8)</u>までにおいて同じ。）を受理した後、申立有効期間中に申立人から、輸入差止申立てを受け付けた税関に、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合には、変更内容を書面（任意の様式）により提出させるものとし、内容変更後の輸入差止申立てが受理要件を満たしている場合にはこれを認めるものとする。</p> <p>この場合において、提出させる書類及び資料等の部数は、上記(1)ニに準じて取り扱うものとし、提出させた書類を対象税関の本関知的財産調査官に送付する。</p> <p>なお、知的財産や対象物品の追加等により、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として上記(1)本文「輸入差止申立書」を提出させることとなるので留意のこと。</p> <p>また、本関知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに当該輸入差止申立てを受け付けた税関に書面をもって提出するよう予め通知する。</p> <p>(注) 下記に該当する事情が生じた場合には、速やかに内容変更を行うとともに事前に受付税関に連絡するよう周知するものとする。</p>	<p>せる。</p> <p>□ 更新書が提出された場合は、上記(1)から<u>(5)</u>までに準じて取り扱う。</p> <p>ただし、輸入差止申立てについて追加すべき事項（内容の変更を含む。）がない場合には、更新書（原本）のみを提出させることとし、添付資料等（経済産業大臣申立時意見書を除く。）の提出は省略させて差し支えない。</p> <p>なお、知的財産や対象物品の追加等により、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として上記(1)本文「輸入差止申立書」を提出させることとなるので留意のこと。</p> <p>(7) 輸入差止申立ての内容変更</p> <p>輸入差止申立て（上記<u>(6)</u>の規定に基づく更新を含む。以下<u>(9)</u>までにおいて同じ。）を受理した後、申立有効期間中に申立人から、輸入差止申立てを受け付けた税関に、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合には、変更内容を書面（任意の様式）により提出させるものとし、内容変更後の輸入差止申立てが受理要件を満たしている場合にはこれを認めるものとする。</p> <p>この場合において、提出させる書類及び資料等の部数は、上記(1)ニに準じて取り扱うものとし、提出させた書類を対象税関の本関知的財産調査官に送付する。</p> <p>なお、知的財産や対象物品の追加等により、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として上記(1)本文「輸入差止申立書」を提出させることとなるので留意のこと。</p> <p>また、本関知的財産調査官は、輸入差止申立てを受理するに際して、申立人に対して輸入差止申立ての内容について変更が生じた場合には、速やかに当該輸入差止申立てを受け付けた税関に書面をもって提出するよう予め通知する。</p> <p>(注) 下記に該当する事情が生じた場合には、速やかに内容変更を行うとともに事前に受付税関に連絡するよう周知するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>i～ⅲ (省略)  <u>(7)及び(8)</u> (省略)</p>	<p>i～ⅲ (同左)  <u>(8)及び(9)</u> (同左)</p>
<p>(見本検査に係る供託等)</p> <p>69の16-3 法第69条の16第5項 ((見本検査に係る供託等))において準用する法第69条の15 ((申立てに係る供託等))の規定の適用については次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 前記69の15-1の(2)から(9)まで ((4)ハを除く。) (輸入差止申立てに係る供託等)の規定は、法第69条の16第5項において準用する法第69条の15の規定、令第62条の25において準用する令第62条の20から第62条の23までの規定及び供託金規則第9条において準用する供託金規則第1条から第6条までの規定による供託等について準用する。この場合において、前記69の15-1中「申立人」とあるのは「申請者」と、前記69の15-1の(3)中「上記(1)口からニまで及び(2)」とあるのは「前記69の15-1の(2)並びに上記(2)及び(3)」と、前記69の15-1の(4)の口中「認定手続の取りやめ」及び「取りやめ」とあるのは「見本検査承認申請を不承認とすること」と、前記69の15-1の(5)のイの(ロ)中「様式第六」とあるのは「様式第八」と、前期69の15-1の(5)の口中「認定手続が執られたことにより」とあるのは「疑義貨物が非該当と認定された場合に見本検査の対象となった見本について」と、前記69の15-1の(5)のハ中「様式第七」とあるのは「様式第九」と、<u>前記69の15-1の(8)</u>中「認定手続が執られたことにより」とあるのは「疑義貨物が非該当と認定された場合に見本検査の対象となった見本について」と読み替えるものとする。</p> <p>(認定手続における専門委員意見照会手続等)</p> <p>69の19-1 認定手続における専門委員意見照会の手続等については、「<u>知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について</u>」の定めるところによる。</p>	<p>(見本検査に係る供託等)</p> <p>69の16-3 法第69条の16第5項 ((見本�査に係る供託等))において準用する法第69条の15 ((申立てに係る供託等))の規定の適用については次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 前記69の15-1の(2)から(9)まで ((4)ハを除く。) (輸入差止申立てに係る供託等)の規定は、法第69条の16第5項において準用する法第69条の15の規定、令第62条の25において準用する令第62条の20から第62条の23までの規定及び供託金規則第9条において準用する供託金規則第1条から第6条までの規定による供託等について準用する。この場合において、前記69の15-1中「申立人」とあるのは「申請者」と、前記69の15-1の(3)中「上記(1)口からニまで及び(2)」とあるのは「前記69の15-1の(2)並びに上記(2)及び(3)」と、前記69の15-1の(4)の口中「認定手続の取りやめ」及び「取りやめ」とあるのは「見本検査承認申請を不承認とすること」と、前記69の15-1の(5)のイの(ロ)中「様式第六」とあるのは「様式第八」と、前期69の15-1の(5)の口中「認定手続が執られたことにより」とあるのは「疑義貨物が非該当と認定された場合に見本検査の対象となった見本について」と、前記69の15-1の(5)のハ中「様式第七」とあるのは「様式第九」と、<u>前期69の15-1の(8)</u>中「認定手続が執られたことにより」とあるのは「疑義貨物が非該当と認定された場合に見本検査の対象となった見本について」と読み替えるものとする。</p> <p>(認定手続における専門委員意見照会手続等)</p> <p>69の19-1 認定手続における専門委員意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 総括知的財産調査官は、前記69の12-1の(1)のニの(ホ)の規定により、専門委員の意見を聴くことについて協議を受けた場合は、特段</p>

改正後	改正前
	<p>の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記(2)の事務を行うものとする。</p> <p>(2) 総括知的財産調査官は、専門委員に意見を求める場合は、専門委員に意見を聞く日時及び場所（以下この項において「意見聴取の場」という。）を設定し、専門委員候補の中から当該意見聴取の場に参加可能な者であって、当該意見の求めに係る認定手続（以下この項において「対象認定手続」という。）に係る事案の当事者と特別な利害関係を有しないものを原則として3名選定するものとする。</p> <p>(3) 対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、「認定手続における専門委員意見照会実施通知書」（C-5946）により当事者（対象認定手続に係る権利者及び輸入者等をいう。以下この項において同じ。）に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える（一方の当事者が他方の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせができるものとする。）とともに、上記(2)により選定した者に意見を求めるについて、当該当事者の意見を聞くものとする。その結果、上記(2)により選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象認定手続を執っている税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」（C-5948）を交付するものとする。</p> <p>(注1) 当事者に意見を聞いた結果、上記(2)により選定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、その意見に相当の理由があると認めるときは、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、当該意見の対象となった者に当該当事者の意見（理由を含む。）を通知するものとする。この場合においては、当該本関知的財産調査官は、他の専門委員候補について、当該当事者に意見を聞くものとする。</p> <p>(注2) 専門委員から意見を聞く日時との関係上、3名の専門委員に委嘱できない場合には、2名の専門委員に意見を求めるものとす</p>

改正後	改正前
	<p>る。</p> <p>(注3) 前記69の13—1の(3)のハの(注3)により包括的に委嘱した専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めるものとする。</p> <p>(4) 認定手続における専門委員意見照会は、「認定手続における専門委員意見照会書」(C-5950)に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。この場合において、「認定手続における専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には対象認定手続において当事者が提出した証拠又は意見の写し及び対象認定手続が輸入差止申立てに係るものである場合は、当該輸入差止申立ての際に申立人が提出した資料(申立人が非公開としている資料を除く。)の写しを含むものとする。</p> <p>(5) 総括知的財産調査官及び対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、意見聴取の場において、当事者が参加する場合は当該当事者の参加の下、専門委員の意見を聴取するものとする。この場合において、一方の当事者が自己以外の者を参加させることを求める場合は、他方の当事者に意見を聴いて、問題がない場合は参加させることとして差し支えない。</p> <p>(6) 対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かについての専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」(C-5952)(対象認定手続を執っている税関の税関長宛てであり、当該対象認定手続が特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えなものとする。)を提出することによるものとする。意見書の提出があった場合は、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から5日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。</p>

改正後	改正前
	<p>(注) 当該専門委員を委嘱した税関長は、対象申立てを受理するかどうかの判断に関しては、明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の過半数の意見を尊重するものとする。</p> <p>(7) 専門委員を委嘱した税関長は、専門委員の意見を聴いた後対象認定手続に係る貨物について侵害の該否が認定された場合は、「認定手続における専門委員意見照会に係る貨物の認定結果通知書」(C-5954)により、その旨及び理由を遅滞なく専門委員に通知するものとする。</p> <p>(8) 認定手続における専門委員意見照会書の発出後であって専門委員の意見が提出され手続が取りやめられたときは、対象認定手続を執っていた税関の本關知的財産調査官は、「認定手続における専門委員意見照会に係る回答不要通知書」(C-5956)により、その旨及び理由を遅滞なく専門委員に通知するものとする。</p>